

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第3次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

<p>対応方針 別表1の番号</p>	<p>8 2 3</p>
<p>構造改革特別区域において実施可能な特例措置</p>	<p>一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用化することを認める。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>和歌山県・東京都</p>
<p>意見の要点</p>	<p>特例措置の内容の「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情」とは、新たな住宅地を開発したため、現在居住している乳幼児数が少ない場合も含まれるか。</p> <p>今回の特例措置は「合同保育を行うことを前提に、幼稚園部分と保育所部分から成る保育室を含む共用化施設を建設し、または運営管理してよい」ということと判断してよいか。</p> <p>設置者及び運営者が幼稚園と保育所で異なる場合においても、特例は適用されると判断してよいか。</p> <p>「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例認定は必ずしも前提要件とはならないのか。</p> <p>特例措置の内容においては、「保育室を共用することを認める」とあるが、合同活動をも認めるのであれば、「保育室を共用し、合同活動することを認める」と表現を改めるべきではないか。</p> <p>「合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること」とあるが、この表現では保育時間の取扱いが曖昧であるので、具体的に明記する必要があるのではないか。</p> <p>「当該保育室は...それぞれの定員数で按分して管理すること」とあるが、会計処理上も按分して計上すると理解してよいか。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>特例措置の内容の「経済的社会的条件の変化に伴い乳幼児数の減少その他の事情」については、新たな住宅地を開発したため、現在居住している乳幼児数が少ない場合も含まれる。</p> <p>今回の特例措置により、合同保育を行うことを前提に、幼稚園部分と保育所部分から成る保育室を含む共用化施設を建設し、または運営管理することが可能となる。</p> <p>当該特例措置については、設置者及び運営者が幼稚園と保育所で異なる場合においても、適用される。</p> <p>「914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業」の特例認定は必ずしも前提要件とはならない。</p> <p>当該特例措置は、合同活動することを前提に講じるものであり、特段、合同活動の文言を特例措置の内容の中に盛り込む必要はないと考え</p>

	<p>る。</p> <p>「合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること」という要件は、保育時間についての要件ではなく、合同活動の内容についての要件である。よって、保育時間について具体的に明記する必要はないと考える。</p> <p>「共用する保育室は当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること」という要件については、会計処理上も按分して計上するということである。</p>
担当省庁名	文部科学省